

多摩市公契約条例

が適用されています

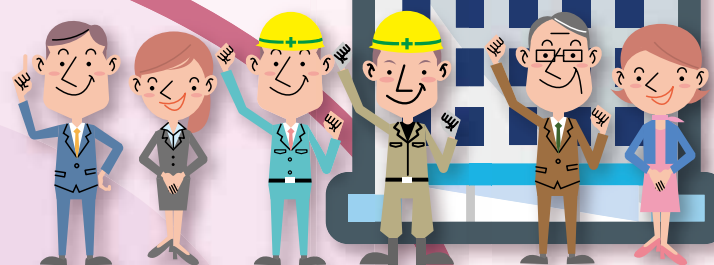
公契約条例とは・・・

市が発注する公共工事、委託業務などに従事する労働者の賃金や受注者の責任等を契約事項に加えた契約のことで、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化することを目指すものです。また、経営者にとっても、公正な競争機会の確保のメリットがあります。

働く人たち・企業

適正な賃金と労働条件で生活が安定

公正な競争機会により
経営が安定



市役所

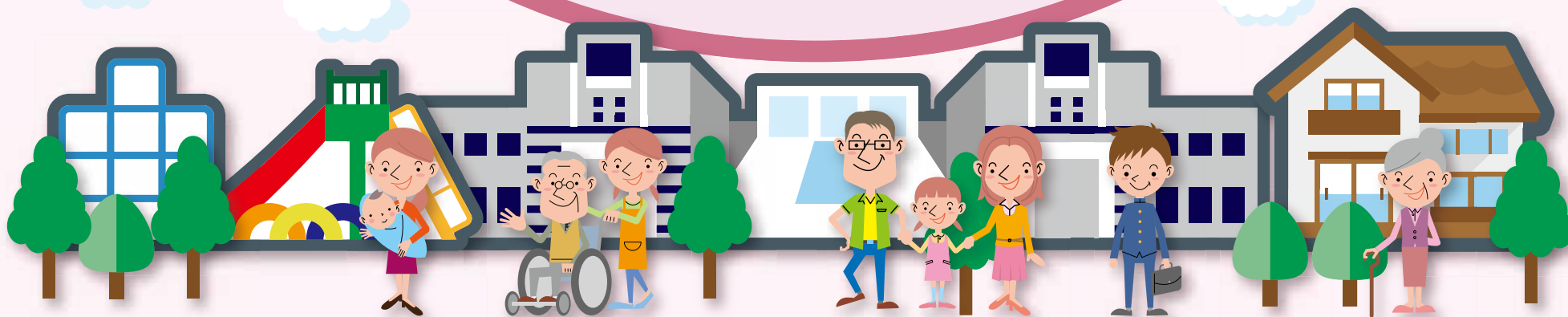


適正な契約手続き

公契約条例

市民

公共工事や市民サービスの質が向上
地域経済の活性化



●●●多摩市公契約条例には、労務報酬下限額が定められています●●●

対象は？

予定価格 5,000 万円以上の工事契約

予定価格 1,000 万円以上の業務委託契約の一部・指定管理などの契約

労務報酬下限額とは？

事業者が労働者に支払う報酬の下限となる額です。
職種ごとに市が時給単価を設定しています。